4　設計又は施行方法

（備考）

1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3　建築物等の用途の変更について変更部分が２以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

4　「建築物の用途及び構造等」欄には、当該建築物の構造及び当該建築物の新築、改築又は増築が令第10条第２項第２号又は第３号に該当する場合にあっては、その旨を記載すること。

5　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、１の届出書によることができる。

別記様式第９の２（第42条関係）

届出対象区域の区域内における行為の変更届出書

年　　月　　日

殿

届出者　　住所

氏名　　印

東日本大震災復興特別区域法第64条第５項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1　当初の届出年月日　　年　　月　　日

2　変更の内容

3　変更部分に係る行為の着手予定日　　年　　月　　日

4　変更部分に係る行為の完了予定日　　年　　月　　日

5　設計又は施行方法

（備考）

1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3　建築物等の用途の変更について変更部分が２以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

4　復興整備計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

5　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、１の届出書によることができる。

別記様式第10（第43条関係）（Ａ４）

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住所

氏名

相　手　方　住所

氏名

東日本大震災復興特別区域法第70条第３項の規定による協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

1　復興整備事業の種類（復興整備計画を作成し、又は変更する場合にあっては、その旨）

2　損失の事実並びに損失の補償の見積り及びその内訳

3　協議の経過

年　　月　　日

裁決申請者　住所

氏名　　印

収用委員会　御中

（備考）

1　裁決申請者が２人以上の場合は、連名で申請することができる。

2　「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。

3　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。

4　「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。

5　法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

6　裁決申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

府　令　・　省　令

○内閣府令・厚生労働省令第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第四項及び第二十五条の規定に基づき、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令

（医療法施行規則に係る政令等規制事業）

第一条　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四条第一項に規定する特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である道県が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、地域医療確保事業（同条第一項に規定する復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療を担う病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）を確保する事業をいう。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定（法第七条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の病院に対する次項の期間内における医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第五項及び附則第五十条の規定の適用については、同令第十九条第五項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、東日本大震災（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第